

見本

市民税・県民税課税（所得）証明書

住所	
氏名	

賦課地区

令和 年分	総所得金額	円
配当所得		円
給与所得		円
*給与収入額	()	円
以下余白		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
上場株式譲渡		円
上場株式繰越損失		円
先物取引繰越損失		円
以下余白		円
		円
		円
合計所得金額		円
総所得金額等		円

所得控除合計		円	
所得控除の内訳	社会保険料控除	円	
	生命保険料控除	円	
	以下余白	円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	本人 該事項	* * * *	円
* * * *		円	
* * * *		円	
扶養 障害者		* * * *	円
		* * * *	円
基礎控除		円	
専従者給与合計		円	

課税総所得金額		円
以下余白		円
		円
		円
		円
		円
該当年度のものか確		円
		円
令和	年度	年税額
市民税	所得割額	円
	均等割額	円
県民税	所得割額	円
	均等割額	円
税額控除額合計		()円
(備考)		
外と		
同一生計配偶者 無		

	市民税	県民税	市民税所得割額	円
調整控除			県民税所得割額	円
配当控除	円	円		
配当割額	円	円		
株式等譲渡所得割額	円	円		
以下余白	円	円		
	円	円		
	円	円		
税額控除額	円	円		

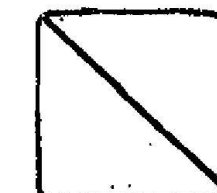
市民税の税額控除後所得割額に、調整控除額（市民税）以外の税額控除額を足し戻した金額が利用者負担額算定の基となる金額です。

(注) 「総所得金額の内訳」欄には、地方税法第313条に規定する所得割の課税標準の算定の基礎となる各種所得の金額で、「年税額」の決定の根拠となったものが記載されています。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

静岡市長



公印は黒色の電子印です。

補足

源泉徴収票からの市民税の算定と保育料の確認について

源泉徴収票で示されている所得控除の額の合計額については、保育料を決定する際に控除対象でない控除内容が含まれているため、源泉徴収票から市民税の算定はできますが、保育料を決定するうえで必要となる市民税所得割額を算定することはできません。

なお、配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除、外国税額控除額等、配当割額・株式等譲渡所得割控除額がない方については、源泉徴収票の内容をもとに、市民税の所得割額を算定することが可能です。

《注意》

源泉徴収票は、1年間の収入等に基づき計算されているものであり、その他の収入や控除等がある方、また、確定申告等を行っている方は、この手続きでは正しい市民税額は算定されません。あくまでも、大まかな保育料金額を把握する方法となります。そのため、実際に算定される保育料額とは異なる場合がありますので、ご了承ください。

静岡市が作成している税額シミュレーションで、給与所得の源泉徴収票をもとに税額を試算することができます。

＜静岡市 住民税試算システム＞

「静岡市 市民税 試算」で検索

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8374/s000519.html>

必要な項目をすべて入力し、保育料を検討する際の参考資料としてご活用ください。